



Title	国際紛争の平和的解決における国内管轄条項機能の発展
Author(s)	臼杵, 知史; USUKI, Tomohito
Description	資料
Citation	北大法学論集, 26(3), 269-307
Issue Date	1976-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27946
Type	departmental bulletin paper
File Information	26(3)_P269-307.pdf



国際紛争の平和的解決における 国内管轄条項機能の発展

白 杵 知 史

目次

はじめに

第一章 国内管轄条項の起源

—— その機能的発展の前史として ——

一、重大利益条項の定式化とその構造

(一)、第一次大戦前における仲裁裁判制度の動向

(二)、英仏仲裁裁判条約の重大利益条項

二、重大利益条項の実際の機能に関する事例

第二章 国際連盟規約における国内管轄条項

一、連盟規約の国内管轄条項（第一五八項）の導入の経緯

二、国際連盟の実践過程における国内管轄条項と紛争の平和的解決の保障

(一)、『暫定的審査』方式の導入

(二)、『暫定的審査』方式の導入の理由

第三章 国際連合憲章における国内管轄条項

一、国連憲章の国内管轄条項(第二条七項)の援用と国連の判断

(一)、安保理における事例

(二)、総会における事例

(三)、国連機関における慣行の意義と若干の問題点

二、国際連合の実践過程における国内管轄条項と紛争の平和的解決の保障

(一)、連盟規約第一五条八項における適用基準の継受

(二)、『国際関心事項』理論の形成と展開

(三)、結びにかえて——『国際関心事項』理論の意義と若干の問題点——

はじめに

国内管轄条項は、実定法上一九二〇年の国際連盟規約第一五条八項にはじめて規定された。もっとも、機能的にこれに類するものは、すでに第一次大戦前の仲裁裁判条約における留保条項として広くみられた。連盟規約の国内管轄条項は、加盟国の国内問題について発生した紛争に対して、連盟機関の紛争解決の権限を制約する。現行の国連憲章も、国連の原則の一つとして、国内管轄条項を受け継いでいる(第二条七項)。

連盟規約の国内管轄条項はその適用が相当に狭い範囲に限定され、しかも、その実践の過程から『暫定的審査』方式という適用基準が採用されたため、連盟機関による紛争の解決にとって必ずしも障害とはならなかった。その点で、それ以前の仲裁裁判条約中の留保条項が裁判の実施そのものを妨げる機能を遂げたのに比べて対照的であった。国連憲章では国内管轄条項の適用範囲が拡大されたが、しかし、実際には連盟期でみられた発展の方向が維持され、さらには国連機関の権限を拡張する『国際関心事項』理論という新しい適用基準が活用されてきた。このような発展の過

程には、国内管轄条項の適用が国際機関の決定にまかされるかどうかの一つの重要な意義をもつ。その決定が国際機関にまかされるときは、当該機関は実際にその紛争処理の権限を可能な限り維持するための適用基準を採用してきたといえる。そこで、国内管轄条項については検討すべき多くの問題があるが、本稿では、次の二点を中心に国内管轄条項の実際の機能が次第に制約されてきた過程を考察することにする。第一に、国内管轄条項の適用が国際機関にまかされるかどうか、第二に、その決定が国際機関にまかされるときに、当該機関がどのような適用基準を用いて、その紛争処理の権限を維持してきたのか、これらの問題について検討するのが本稿の目的である。

第一章 国内管轄条項の起源

——その機能的発展の歴史として——

国内管轄条項の起源は、第一次大戦前の仲裁裁判条約の中に規定された留保条項にみることができ⁽¹⁾。仲裁裁判も含めて国際裁判は、紛争当事者の同意を基礎として行われる。通常この同意は特定の事件について当事者間で結ばれる個別の協定の形式で与えられる。この協定（仲裁契約^{コングロミ}）は、国家間に紛争が発生したあとで、それを仲裁裁判に付託して解決することを約束するものであ

る。この方式は、紛争が発生する度に、当事国の合意の形成を必要とするために、仲裁裁判の実施に実効的な保障を与えるものではない。そこで、当事者間で一定の紛争が発生した場合に、その付託を義務的なものとし、さらに、当事者間の合意を必要としない常設的な裁判所を予め設置しておくことが望ましい。実際に、第一次大戦前の仲裁裁判はこのような発展の方向をたどる傾向にあったが、しかし、なお、のちにみるように、このような仲裁裁判の利用形態を定める多くの条約は、限定された内容を有するものであった。すなわち、紛争の付託範囲については、各条約は、締約国間で発生する将来の紛争のうちで法律的な性質を有する紛争に限定し、さらにそれが締約国の重大利益、独立または名誉に影響を与えないことを条件とする留保条項（以下、重大利益条項という）をとり入れていたのである。

以下、本章では、このような第一次大戦前における仲裁裁判の発展の過程を概観し、当時一般的であった仲裁裁判条約の実施に際して、この重大利益条項がどのような機能を有したかをみることにする。ここでは、重大利益条項がその本来の目的、つまり、単に紛争の付託範囲（裁判所の事項管轄権）を限定するものとして機能することなく、実際には仲裁裁判の実施そのものを妨げるように作用する余地が広く残されていたのである。この点を明確

にすることは、連盟規約の国内管轄条項の機能をみるうえで有益であろう。

一、重大利益条項の定式化とその構造

(一) 第一次大戦前における仲裁裁判制度の動向

第一次大戦前の仲裁裁判の発展の過程は、そのきわめて任意的な性格をいかに制限していくかということに向けられた。その一つの重要な方向は、任意的裁判から義務的裁判への過程であり、他の方向は、常設的な裁判所を予め設置しようとする動きである。重大利益条項の実際の機能をみる前に、以下、これらの点における発展の過程を概観してみよう。

一定の紛争が発生した場合に、当事者がそのつど合意することなく、紛争の付託を義務的にしようとする試みは、裁判条項の挿入と裁判条約の締結という二つの方法で行われた。前者は、通商航海条約や平和条約などに当該条約の解釈・適用に関する紛争を付託することを予め約束する条項を挿入することであり、後者は、当事者間で発生する将来の一定の紛争を裁判に付託することを、一般的に約束する形式である。

重大利益条項は、一九世紀後半に作成されたこのような裁判条約案及び裁判条項の中にすでに規定されていた。たとえば、第一

回汎米会議（一八八九年）に提出された仲裁裁判条約案（第三条）、一八九四年にスペインとコロムビアの間で締結された平和友好条約（第一条）にその起源がみられる。これらの条約（案）は、いずれも締約国の一方の判断で、その国の独立、名誉等に影響を与えると考えられるいかなる紛争も、特別の協定による場合を除いて、仲裁裁判に付託されないことを規定していた。²⁾ 他方、このような裁判義務にもかかわらず、裁判官の選定（具体的法廷の設置）は、紛争のつど、当事者間の合意（特別の協定）に基づいてはじめて可能であった。従って、誰を裁判官にするかについて合意が成立しない場合には、仲裁裁判はなお実施されえないことになる。

ところで、仲裁裁判に付託すべき紛争の範囲を予め規定しておく問題とともに、常設的な国際法廷を設置する試みは、第一回ハーグ会議（一八九九年）ではじめて議論された。周知のように、この会議はその多数の参加国（第一回会議は二六国、第二回会議は四五国）を網羅する義務的な仲裁裁判条約を作ることを目的とした。まず、会議の招請国であるロシア代表は、仲裁裁判に付託すべき紛争の範囲を定式化する一つの草案を提出した。それによれば、(一)、法律的紛争とくに条約の解釈と適用に関する紛争を、それが重大利益等に関係しない限り、仲裁裁判に付託すべきこ

と、(二)、右の重大利益等の留保に服さない、特に二種類の事項(当事者間に賠償支払の原則が承認された場合の賠償金額の決定ならびに郵便、鉄道等に関する条約の解釈と適用)の紛争を仲裁裁判に付託すべきこと、(三)、右に記した二種類の紛争を除いて、各場合に当事国はいかなる紛争を仲裁裁判に付託すべきかを自ら判断できる、とされた。⁽³⁾従って、法律的な紛争が発生しても、それが重大利益等に関するものであるかどうかは、当事国の決定にまかされた。その意味で、これ以前にみられた条約ないし条約案と基本的に何ら変わるところなく、広く当事国の主観によって決定される余地がある。⁽⁴⁾しかるに、このような留保条項を伴うものでさえ自国の主権に反するというドイツの反対、また右の重大利益等の留保に服さない一定の紛争の範囲をさらに拡大するように要求するアメリカの主張等、各国の修正動議が続出し、結局、第一回ハーグ会議においては、とりあえず、法律的な性質を有するあらゆる紛争を仲裁裁判によって解決することが望ましいという原則を確認することにおわった。⁽⁵⁾(一八九九年の国際紛争平和的処理条約第一六条)。しかし、このロシア案に規定された重大利益条項の定式化の試みはここで終ってしまっただけではなく、その後諸国で締結された仲裁裁判条約のモデルとなった。その一つは、のちにみる英仏仲裁裁判条約(一九〇三年)であり、当時の二

大間で結ばれた最初の条約として、その影響はきわめて大きいものであったと考えられる。実際に、一九一〇年現在において有効な仲裁裁判条約の数は一三一であると考えられるが、そのうちで重大利益条項を含むものは七二をかぞえたといわれる。⁽⁶⁾なお、第二回ハーグ会議においても、多くの条約案が提出され、最終的に委員会の表決に付された案は、すでにみたロシア案を踏襲するものであった。すなわち、重大利益条項に服さない八項目の技術的な事項に関する紛争については、その全部または一部について任意に署名する国の相互の間で仲裁裁判義務が発生することが規定されたが、他方で、それ以外の紛争については重大利益条項が適用され、かつその決定は当事国の判断にまかされた。この条約案は多数の賛成を得たにもかかわらず、全員一致の賛成をみなかったため、可決にいたらなかった。⁽⁷⁾こうして、第二回ハーグ会議においても、第一回ハーグ会議と同様に、法律的紛争を仲裁裁判に付託すべきことを望ましいとする原則を確認するだけにおわった。⁽⁸⁾(一九〇七年の国際紛争平和的処理条約第三八条一項)。

ところで、二度のハーグ会議における常設的な仲裁裁判所の設立に関する計画はどのようなものであったのか。第一回ハーグ会議において締結された国際紛争平和的処理条約に基づいて、一九〇一年に常設仲裁裁判所 (Permanent Court of Arbitration) が

資料

設立されたが、原則として、具体的事件を取り扱う裁判部の構成については、紛争当事者間の合意を必要とした。すなわち、紛争当事者が、事件の度ごとに、予め常備してある裁判官の名簿から担当裁判官を選定しなければならず、当事者の合意を必要とする点においては、従来の仲裁裁判と何ら異なるものではなかった（一八九九年の国際紛争平和的処理条約第二四条）。そのため、第二回ハーグ会議では、右の方法とは別に、当事者の合意を必要としない真に常設的な裁判所——仲裁司法裁判所（Court of Arbitral Justice）——を設置する提案がなされたが、各締約国の任命する常勤の裁判官の割り当てをめぐり論議が紛糾し、結局実現をみなかった。⁹⁾かくて、第一回ハーグ会議においても、紛争が発生するつど、当事者間の合意によって仲裁法廷を構成する方法が認められたにすぎなかった（一九〇七年の国際紛争平和的処理条約第四五条）。

以上みたように、二度のハーグ会議においては、義務的な仲裁裁判制度を樹立しようとする企図は最終的に失敗に帰した。ただ、この会議を契機として、第一次大戦前に多数の仲裁裁判条約が締結されることになった。わけでも、すでに述べた一九〇三年の英仏仲裁裁判条約は、先例的な意義をもつものとして最も重要なものといえる。¹⁰⁾そこで、次に、この英仏仲裁裁判条約に規定さ

れた重大利益条項がいかなる構造をもつか、みてみよう。なお、その実際の機能については、次節二で検討する。

(一)、英仏仲裁裁判条約の重大利益条項

英仏仲裁裁判条約（一九〇三年）は、すでにみたロシア案の一部を範にとり、次のような重大利益条項を含むものであった。

「法律的な性質を有する紛争または両締約国に存する条約の解釈に関する紛争が、今後両国の間に発生し、外交によって解決されなかったときは、一八九九年に……設けられた常設仲裁裁判所に付託されなければならない。但し、当該紛争が両締約国の重大利益、独立、名誉に影響することなく、また第三国の利益にも触れないことを条件とする。」（第一条）

ところで、重大利益条項について、第一回ハーグ会議以前から指摘されていた問題は、第一に、留保事項の内容そのものが「拡大可能でかつ曖昧な性格」¹¹⁾を有すること、第二に、紛争が重大利益等に触れるかどうかの決定が当事国の判断にまかされる結果、仲裁裁判所がこの先決問題の決定権をもたない限り、右条項が恣意的に運用される余地が残ること、¹²⁾である。ことに、重大利益条項の実際の機能を左右するのは、後者であることは明らかであろう。

しかし、英仏仲裁裁判条約は裁判義務についてさらに不完全な

点があった。その第二条によれば、「個々の場合に、締約国は常設仲裁裁判所に提訴するに先立ち、紛争の対象、仲裁裁判官の権限の範囲、及び仲裁裁判部の構成と手続が有効である一定の期間、を明白に定める特別のコンプロミーに調印しなければならぬ」とされた。この規定の解釈上の問題は次の二点にある。第一に、一定の紛争を裁判に付託することを認めた(第一条)以上、当事国の一方はその事前の合意を介して一方的に提訴する権利を有するはずである。しかし、この第二条によれば、具体的法廷を設立するための合意がなお必要であるので、右提訴はその合意の獲得(コンプロミーの締結)を申し込む権利を意味するにすぎない。逆にいえば、右の一方的提訴を応諾する他方の当事国の義務の内容は、その合意に達する交渉を行なうべきことを意味するものにすぎない。第二に、国際裁判の一般原則によれば、裁判所は自己の管轄権を決定する権限(competence-competence)を有するのであるが、この条約では、その権限は当事国に留保されている点である。紛争の付託範囲について当事国間の意見が一致しないときは、とりあえず仲裁裁判部の設立だけを認めるコンプロミーを締結して、その先決問題を裁判所の判断にまかせることが望ましい。しかし、この方式が一般的にとられていたとはいえない。従って、少なくとも右裁判部の構成について事後の合意が得

られない限り、義務的裁判は実施されえない。⁽¹⁴⁾

このように、英仏仲裁裁判条約はその規定全体からみて、義務的仲裁裁判の実施を必ずしも保障したものとはいえない。とくに、裁判所が構成されるまでの交渉の過程で重大利益条項が援用されるならば、右条項は仲裁裁判の実施そのものを拒否する形で作用することになる(もつとも、裁判に反対する場合でも、右条項が常に援用されるとは限らず、当事国の一方は紛争が法律的な性質をもたないという形で抗弁を提出することもできる)。その意味で、重大利益条項は『逃避条項』(Escape Clause)として機能するといえる。そこで次に、このような機能を実際の事例をとおしてみよう。

二、重大利益条項の実際の機能に関する事例

ここでは、チュニス・モロッコの国籍法令事件(以下、国籍法令事件とする)を中心に英仏仲裁裁判条約の重大利益条項が実際にどのような機能したかをみる(なお、本件はのちにみるように、連照規約の国内管轄条項に関する主要な事例ともなる)。

国籍法令事件は、フランスとイギリスの間に発生した紛争である。一九二二年にフランスは、その保護領のチュニスとモロッコで、その地域に生まれかつ両親の一方がそこで生まれた者にフラ

ンスの国籍を付与し兵役の義務を課す国籍法令を發布した。イギリスは、右の法令がその地域に居住するイギリス人に適用されることに反対し、この問題を一九〇三年の英仏仲裁裁判条約によって常設仲裁裁判所に付託するようにフランスに申し入れた。しかし、フランスはこのイギリスの提案を拒否した⁽¹⁶⁾。イギリス政府の主張によれば、本件は、「両国政府間の紛争が専ら法律的な性質を有する紛争⁽¹⁷⁾」であり、従って、仲裁裁判に付託可能な紛争であるとされ、フランスが裁判付託を拒否することはフランス政府が「イギリス人に影響を与える法律を制定し、イギリス人をフランス軍の強制的な兵役の下に置く権利を有するかどうかの争点を回避する⁽¹⁸⁾」ものであるとされた。これに対して、フランス政府は、本件が法律的な性質を有しないことをのべる⁽¹⁹⁾と同時に、英仏仲裁裁判条約に定める重大利益条項(第一条)の留保事項に該当するとして、これを援用したのである⁽²⁰⁾。

このような相対立する見解は、「紛争の対象」に関する特別のコンプロミを締結する過程で表明された。しかもその時点で仲裁裁判部を構成することについて何らの合意も存していなかった⁽²¹⁾ので、右の紛争の対象に関する先決問題の決定を常設仲裁裁判所にまかせる意図もなかった。かくて、本件においては重大利益条項は裁判を回避する『逃避条項』として機能したといえる。フラ

ンスとしては、英仏仲裁裁判条約第一条にいう紛争の範囲について両国の意見が一致しない限り、この条約上、イギリスの付託提案に応諾する義務を負わないのである。

このように本件においては、義務的仲裁裁判条約が予め存在するにもかかわらず、その実際の運用は任意裁判と殆ど変わらない実状を呈した。重大利益条項は、かくて「外交交渉のレベルで、係争国が自己の(関与する)紛争を仲裁に付託不可能な(non-litigable)ものと宣言できる具体的なフォーミュレーションにすぎない⁽²²⁾」といえる。また、フランスのもう一つの付託拒否の理由——それは本件が法律的な紛争でないという主張——と相まって、重大利益条項は仲裁裁判の実施を拒否する「二重の予防策」の一つとしてとらえることもできよう⁽²³⁾。いずれにせよ、右条項の逃避条項の機能を支えた主たる要因は、予め義務的仲裁裁判条約で約束した紛争の範囲について当事国間の意見が一致しないときに、その先決問題の決定を右当事国にまかせた点にある⁽²⁴⁾。本件のような事例が他にどの程度発生したかは必ずしも明らかではないが、英仏仲裁裁判条約中の留保条項は、この当時から一般にみられた。一九一〇年の終わりまでに締結された仲裁裁判条約の数は、一四九にのぼるといわれ、第一次大戦前の条約で右の先決問題を、当事者ではなく、裁判で解決すべき義務を定めたものは、

一九の仲裁裁判条約にすぎないといわれる⁶⁾。こうした点を考慮するとき、この当時、義務的な仲裁裁判が有効に実施されていたとは必ずしもいえないであらう。

- (1) L. M. Goodrich, *The United Nations and domestic jurisdiction*, Int. Org., vol. 3 (1949), pp. 14—15; L. Preuss, Article 2, Paragraph 7 of the Charter of the United Nations and Matters of Domestic Jurisdiction, *Recueil des Cours*, tome 74 (1949, 1), pp. 557—559.
- (2) H. M. Cory, *Compulsory Arbitration of International Disputes*, 1932, pp. 15—16, pp. 24—25.
- (3) *Ibid.*, p. 44.
- (4) H. Wehberg, *La Contribution des Conférences de la Paix de la Haye au Progrès du Droit International*, *Recueil des Cours*, tome 37 (1931, III), p. 565.
- (5) H. M. Cory, *op. cit.*, pp. 44—48.
- (6) 岩田喜三郎, 「国際裁判の歴史的研究(四)」(國家学会雑誌第三七卷第五号), 九四頁。
- (7) 関野昭一, 「国際司法裁判所の任意条項制度」(神谷龍男編著, 国際連合の基本問題, 一九七三年所収), 一三八—一三九頁。
- (8) H. M. Cory, *op. cit.*, pp. 74—75.
- (9) 田岡良一, 国際法Ⅲ(新版・法律学全集), 一八一—一九頁。

参照。

- (10) H. M. Cory, *op. cit.*, pp. 49—51.
- (11) 以下、本条約の邦訳は、田岡良一, 「前掲書」, 一八一—一九頁参照。
- (12) G. Scelle, *Critique du soi-disant domaine de 'compétence exclusive'*, *Revue du droit international et de législation comparée*, III^e série, tome XIV (1933), p. 386.
- (13) R. R. Wilson, *Reservation clause in Agreements for obligatory arbitration*, *A. J. I. L.*, vol. 23 (1929), p. 71.
- (14) 田岡良一, 「前掲書」, 三〇—三二頁, 一八四頁, 一八八頁参照。
- (15) このような観点から本件に言及するものとして、H. Lauterpacht, *The Function of Law in the International Community*, 1933, pp. 197—199; J. Stone, *Legal Controls of International Conflict*, 1959 (Revised Ed.), p. 80 (footnotes 32—33).
- (16) P. C. I. J. Series E, No. 1, pp. 195—196.
- (17) *Ibid.*, p. 173.
- (18) *Ibid.*, p. 191.
- (19) *Ibid.*, pp. 183—184.
- (20) *Ibid.* なお、この点についてはフランス政府代表ト・ラプラデルル(A. de Lapradelle)の主張が明瞭である。P. C.

- I. J. Series C, No. 2 (1923), p. 55.
- (21) J. Stone, op. cit., pp. 148—149.
- (22) M. St. Korowicz, Introduction to International Law : Present Concept of International Law in Theory and Practice, 1959, p. 200.
- (23) D. Schindler, Les Progrès de l'Arbitrage Obligatoire depuis la création de la Société des Nations, Recueil des Cours, tome 25 (1928, V), pp. 313—314; R. R. Wilson, op. cit., p. 83; L. B. Sohn, The Function of International Arbitration Today, Recueil des Cours, tome 108 (1963, I), p. 25.
- (24) 岩田喜三郎「前掲論文」八九頁。

第二章 国際連盟規約における国内管轄条項

「国内管轄事項」という概念は、連盟規約第一五条八項にはじめて導入された。連盟規約に右の条項が導入されることになった直接の理由は、後述のように、アメリカ合衆国の国内政策上の配慮によるとされる。⁽¹⁾つまり、アメリカ合衆国の基本的な姿勢は、アメリカ合衆国の国内問題について、仲裁裁判制度においては当事国に留保された紛争が広範に連盟機関に付託される新しい制度を排除する途を残すことにあった。国内管轄条項はこのような動

機から採用されたが、ただ、連盟機関による紛争処理の権限を制約するこの国内管轄条項の適用は、連盟規約によりその機関の決定にまかされた。またその実践の過程から、現在なお有効な適用基準も示されることになった点も注目される。これらの点に、基本的には重大利益条項と同様の目的を有する国内管轄条項の機能が制限されていく傾向をみる事ができる。以下、このような問題に焦点を合わせながら、連盟規約第一五条八項の導入の過程及びそれが援用された事例を考察することにしよう。

一、連盟規約の国内管轄条項(第一五条八項)の導入の経緯

連盟規約によれば、国交断絶に至るおそれのある紛争が発生した場合に、加盟国はそれを仲裁裁判かまたは司法的解決に付託しない限り、必ず連盟理事会の審査を求めなければならない(連盟規約第二二条一項)。この場合に、紛争当事国間の合意は必要ではなく、事務総長に対する一方的な通知で足り、この通知を受けたり理事会は必ずその審査を開始しなければならない(連盟規約第一五条一項)。

ところで、連盟規約の起草に際して、右のような紛争の付託手続は比較的当初から予定されていた。⁽²⁾連盟設立の推進者であったアメリカ合衆国のウィルソン大統領も、一九一九年に自ら準備し

た連盟規約第二章案に右の手續規定をとり入れていた。⁽⁸⁾ 同年一月に連盟規約の作成を審議するために設置された「国際連盟委員会」

(Commission on the League of Nations) において、ウィルソン大統領は右委員会のその後の討議の基礎となる規約草案(いわゆるハーストリミラー案)を提出した。この案もさきのウィルソン大統領の第二章案を受けて、(一)、外交関係の断絶に至るおそれのある紛争は、それが仲裁裁判に付託されない場合には、当然に理事会に付託されなければならないこと(第一三条)、(二)、さらに、右の仲裁裁判または理事会の勧告に従う加盟国に対して、それが下された後三か月を経るまで、武力に訴えてはならないこと(第一〇条)が規定された。⁽⁹⁾ このような諸規定は、仲裁裁判による紛争の解決に当事者間の合意が必要であったことを考へるならば重要な意味をもつ。つまり、仲裁裁判に付託されない紛争の解決について、理事会の「強制的な権限」が認められることになるからである。さらに、それはこの権限が勧告権として当事者を法的に拘束しないにせよ、戦争のモラトリウム規定を設けた意味で重要である。

さて、右の諸規定は、一九一九年二月一日に公表された国際連盟委員会の第一次修正案(連盟規約草案)に盛り込まれた。ところ

議の過程で、ウィルソン大統領は国内管轄条項を設ける修正案を提出した。それは次のような事情によつてゐる。

第一次修正案が公表された後で、アメリカ上院では、この案の内容とりわけ紛争の平和的解決に関する規定について批判がみられるようになった。つまり、諸国の政策について発生しその「名誉、主権の存在そのものに影響を与える」紛争について、第一次修正案が他の諸国にそれを理事会に付託する権利 (the right to refer) を認め、理事会がそれに干渉することを認めた点である。⁽¹⁰⁾ アメリカ上院では、右の点に関する理事会の権限を留保することを連盟規約の承認の条件と考へ、加盟国は自ら国内問題と考へるあらゆる事項を連盟による紛争処理から除外する権利を有すると考へた。⁽¹¹⁾ そのねらいはすでにみた重大利益条項と同様のものであったことは容易に推察されるであらう(もつとも、まったく同様の機能を有するものには実際にはならなかった)。

このようなアメリカ上院の反対を察知してウィルソン大統領が提出した国内管轄条項の修正案は、「何らの反対もなく」最終確定案として採用された。⁽¹²⁾ ただ、注意すべきことは、その最終案はアメリカ上院の反対の一部分をとり入れたにすぎない。つまり、理事会の紛争解決の強制的な権限が「原則」として維持され、かつ国内管轄条項の適用に関する決定権は明文上連盟機関に認めら

れた⁽⁹⁾。その意味で、ウィルソン大統領の提案した国内管轄条項は必要最小限の留保条項であったといえよう。

二、国際連盟の実践過程における国内管轄条項と紛争の平和的解決の保障

すでにみた起草の過程から明らかのように、連盟規約の国内管轄条項の機能を左右する条件には、連盟以前の仲裁裁判条約中の重大利益条項に比べ根本的な変化がみられる。第一に、一定の紛争が付託される連盟機関の常設性が保障され、右の紛争を解決する連盟機関の強制的な管轄権が認められたこと、第二に、それに関連して、国内管轄条項の適用可能性に関する決定権がその連盟の機関に認められたこと、である。これら二点の相違が、連盟規約に定める国内管轄条項とすでにみた重大利益条項の機能的相違をもたらす大きな要因となる。

ところで、連盟がその活動を開始してまもなく、国内管轄条項（連盟規約第一五条八項）が援用されたが、連盟機関が右の条項の適用可能性に判断を下したのはわずか二回であったとされる⁽¹⁰⁾。それらはいずれも連盟機関によって意見を諮問された司法的機関によって判断された。もともと右条項の適用範囲は相当に狭く限定されていたので、最初からそれが援用される範囲はごく限られ

ていたといえる。つまり、右条項の解釈上、その適用範囲は連盟規約第一五条四項に定められた理事会の紛争解決の勧告権限に限られた⁽¹¹⁾。このことは、アーランド島事件（一九二〇年）を取り扱った法律家委員会が連盟規約第一五条八項の適用に関して認めた点である⁽¹²⁾。

さて、連盟規約第一五条八項によれば、理事会はその適用可能性を「国際法」という基準によって決定しなければならない。つまり、いずれかの紛争当事国が付託した紛争について、他方の当事国が右条項を援用した場合に、理事会はそれが国際法上、専らその当事国の管轄権に属する事項について生じたものであるかどうかを判断しなければならない。この点について、実際に次のような現象がみられた。それは、ある特定の事項が国内管轄事項であるかどうかについて判断するために、紛争当事国の双方がその相対立する争点を国際法の解釈及び適用によって解決されうるという形で提起しているかどうかを基準としたことである。本稿では、この基準によって国内管轄条項の適用可能性を決定する方法を、『暫定的審査』方式と呼ぶことにする。一九二三年の国籍法令事件に関する勧告的意見で、常設国際司法裁判所はこの決定基準を「provisional conclusion」と呼んだ⁽¹³⁾。そこでまず、この方法を生み出した事例をみてみよう。

(一)、『暫定的審査』方式の導入

すでにみたように、国籍法令事件は英仏仲裁裁判条約によって解決されなかった。そこで一九二三年八月、イギリスは本件を連盟規約第一五条一項に基づいて連盟理事会に付託した⁽¹⁴⁾。その後、両国の交渉の結果、本件の予備的問題に関する勧告的意見を常設国際司法裁判所に要請することに意見が一致した⁽¹⁵⁾。同年一〇月、イギリスから右の意見を求める決議案が提出され、それが理事会によって採択された⁽¹⁶⁾。その内容は次のとおりである。(一)、第一に、本件が国際法上専らフランスの国内管轄事項であるかどうか、(二)、第二に、もし裁判所が右の(一)を否定するならば、理事会は本件を両国の同意の下に仲裁裁判か又は司法的解決に付託することに両国政府の意見が一致したことに留意すると⁽¹⁷⁾。こうして理事会は、右の(一)の予備的問題についてのみ裁判所の意見を要請した。

裁判所は次のような意見を示した。(一)、第一に、連盟規約第一五条八項にいう「専ら当事国の管轄に属する事項」の「専ら」(Atalao)の意味は、原則として国際法によって規律されない事項について紛争当事国の一方が「唯一の判断者」(sole judge)である場合をいう⁽¹⁸⁾。従って、国際法によって規律されている事項については、いずれか一方の当事国が単独で自己の法律上の権限

の有無を判断する権能をもたない。他方の当事国も、その国際法の諸規則を援用する権能を有するからである。(二)、第二に、裁判所は、このような当事国の「権能」と右の国際法の諸規則を援用する「事実」を区別し、単にある国際協定を援用する事実のみによって国内管轄条項の適用を排除するのは不十分であり、その取極に基づく法的根拠(legal grounds)が理事会に付託された紛争の解決にとって法的に重要性をもち、そして国家が一定の措置をとる権限を有するかどうかの問題(本案事項)がその根拠の有効性と解釈に左右されるという『暫定的な結論』(provisional conclusion)を下すことができないならぬという⁽¹⁹⁾。(ただ、この場合にその紛争の主題について、いずれの当事国が国際法上の権利を有するかという本案事項はいまだに決定されない⁽²⁰⁾)。

このような立論に従って、裁判所は本件について考察し、まず、裁判所は国籍の問題が原則として国家の管轄権内に入ることを認める。しかし、本件では国籍問題が専らフランスの管轄権内に入る事項に関する紛争とはア・プリオリにはいえない。裁判所は、フランスの保護領で公布された国籍法の問題を審査し、それがイギリス人に適用されるかどうかについて、当事者間に国際協定の解釈をめぐる争いがあること、さらに、右の協定及びそれに含まれる条項が本件に適用可能であるかどうかという条約の有効性そ

のものについても、同様の対立があること、以上の点から、裁判所はフランスの主張を斥けて、連盟理事会の紛争処理の権限を認め⁽²²⁾た。

ところで、このような勧告的意見、とりわけ『暫定的審査』方式について、次の点を指摘することができるであろう。つまり、連盟規約第一五条八項にいう国内管轄事項は他国に対して負った国際義務によって制限されるが、ただ、この義務の内容は最終的に明らかにされる必要はないことである。本件についてみると、裁判所はその義務内容を確定する国際法上の諸規則が存すると考えられること、及びその諸規則の解釈・有効性が争われていることを理由に、国内管轄条項の適用を認めなかった。フランスは右の義務内容を明らかにする厳格な審査を裁判所に求め、裁判所もそれを十分に知っていたのである⁽²³⁾。それでは、裁判所はどのような理由によって、その義務内容を最終的に判断しなかったたのであろうか。次にこの点を考えてみよう。

(一) 『暫定的審査』方式の導入の理由

本件において、両当事国は自己の権限を立証するために多くの国際協定と国際法上の原則を援用した。しかるに、裁判所はそれらの有効性と解釈のいかんによって紛争の本案が決定されうと

いう『暫定的な結論』を下したにすぎない。裁判所によれば、この結論はあくまでも「事実に関する審査」(consideration of the fact)であり、「紛争の本案に立ち入る」ものではないという⁽²⁴⁾。それでは、右の事実審査と本案審査の区別がどのような要請の下になされたのであろうか。さしあたり、その理由として次の二点が考えられる。一つは、国内管轄抗弁の取り扱いにおける訴訟手続上の要請、次に、より基本的には、連盟規約第一五条八項が連盟理事会の紛争処理の権限に照らして制限的に解釈されなければならぬという連盟規約の解釈上の要請である。以下、このような観点から『暫定的審査』方式が導入された基盤をみてみよう。

1. 訴訟手続上の要請

国籍法令事件は勧告的意見を要請するという形式で連盟理事会から常設国際司法裁判所に付託されたが、実質的には国家間の訴訟事件に等しかった。そのことは右事件が両当事者の同意の下に勧告的意見を要請するように理事会に付託されたこと、さらにその意見内容が当事者間で拘束力を有するという条件が付されていたことから明らかである⁽²⁵⁾。ところで、意見要請のための理事会の決議によれば、裁判所がフランスの国内管轄抗弁を否定したときには、当事者による紛争本案の付託が仲裁裁判かまたは司法

的解決にあらためて行なわれるとされた。従って、裁判所はこの意見要請に答えるに際して、紛争の本案を予断することのないように慎重でなければならなかった。つまり、裁判所がフランスの国内管轄抗弁を訴訟事件で提起される先決的抗弁と同性質のものとみなしたことは十分に予測できよう⁽²⁸⁾（実際のちにみるように、この事件で採用された『暫定的審査』方式は、その後訴訟事件に受け継がれることになった）。そこで、裁判所がこの抗弁を審理するに当って、もし紛争の主題が国際法によって規律されない⁽²⁹⁾と判断するならば、それは紛争の本案をも決定したに等しい。その場合には、そもそも国際法上の義務違反または不履行が存しないからである。他方、紛争の主題が国際法によって規律されると判断するならば、被告国の行為がそのような義務違反または不履行を構成したかどうかという最終的な判断は別として、それを決定するための解釈上の前提が明らかにされるといえる。そこで裁判所は紛争の本案事項に立ち入る可能性を最小限にして諮問された事項を判断しなければならぬ。『暫定的審査』方式は、一つには、このような訴訟手続上の理由によって採用されたものといえよう⁽²⁷⁾。訴訟事件であるならば、国内管轄抗弁が紛争の本案と密接に結びついているときには、国際司法裁判所の一九五七年のインド領通行権に関する事件（管轄権）でみられたように、この

抗弁を本案に併合することができる⁽²⁸⁾。国籍法令事件では、本案の決定は裁判所に求められていなかったため、併合の余地はなかった。その意味で、裁判所は『暫定的審査』方式によらざるをえなかったともいえよう。次に、この方式が採用されたいま一つの理由をみてみよう。それは裁判所の勧告的意見のうちに示されている。

2、連盟規約の解釈上の要請

裁判所はその意見で、連盟規約第一五条八項を制限的に解釈しなければならぬことを明示した。このことは『暫定的審査』方式が裁判所によって採用されたことと密接な関係を有する。

裁判所は、右の方式を提示するに先立って次のように述べた。

「（連盟規約第一五条）八項の規定はその前の諸条項に定められた原則に対する例外であり、従って、拡張されて解釈されるのは適当ではない⁽²⁹⁾」と。そして、もし裁判所が、当事国の管轄権の問題に答えるに当って、紛争の本案について意見を与えるとするれば、それは「規約において確立された紛争の平和的解決の制度に反する」⁽³⁰⁾とのべた。ここにいう紛争の平和的解決の制度とは、連盟規約第一五条に規定されたもので、そこにおける理事会の権限は司法的機能に限定されない。確かに理事会は国内管轄条項の適

用可能性を「国際法」によって決定しなければならないが、右条項の援用が認められないときには、理事会の下す勧告の内容は必ずしも「国際法」に基づき平和的解決であることを要求されない。⁽⁸¹⁾従って、この場合に、裁判所が『暫定的審査』方式を用いることなく紛争の本案を決定する形で判断するならば、本案が事前にかつ司法的に解決されてしまう結果になり、⁽⁸²⁾理事会の権限を實質的に制約することになる。裁判所が『暫定的審査』方式を導入したのは、理事会の紛争処理の権限を可能な限り広く保持しようとする姿勢からといえる。実際に、常設国際司法裁判所みずから一九二四年のマウロマチス事件(管轄権)で、国籍法令事件における国内管轄抗弁が連盟による紛争の平和的解決のための「きわめて一般的な権限」(the very general jurisdiction)に向けて提起されたことを理由に、⁽⁸³⁾『暫定的審査』方式が採用されたことを認めていることが注目される。

このように、『暫定的審査』方式は理事会の紛争処理の権限に対して国内管轄条項が例外的なものであるという前提に基づいている。右条項の適用を広範に認めるならば、重大利益条項と同様に、義務的な紛争処理の実施を回避することができ、⁽⁸⁴⁾『逃避条項』と同様の機能をそれと認めることにならう。国籍法令事件で裁判所が、第一次大戦前の仲裁裁判条約にみられたような留保が

連盟規約に含まれていないことに言及したことも右の点を考慮したものと見える。また、一九二三年のホルフ島事件の処理において、法律家委員会は連盟規約第一五条の権限に関する疑義を明らかにした際にもこのことを認めている。⁽⁸⁵⁾ことに、この委員会に諮問されたことが連盟規約の正当な解釈に関する争いを解決するた⁽⁸⁶⁾めであったことは意義深い。以上みたように、『暫定的審査』方式は、「紛争の平和的解決を定める連盟規約の実効性を保障した」⁽⁸⁷⁾点に、その導入の理由と意義が認められる。

- (1) C. B. H. Fincham, *Domestic Jurisdiction*, 1948, p. 15.
- (2) この手続は、イギリス政府の指名による委員会が作成した一九一八年のファイルモア計画にすでにみられた。D. H. Miller, *The Drafting of the Covenant*, vol. II (1928), p. 4.
- (3) *Ibid.*, vol. II, pp. 74—76.
- (4) *Ibid.*, vol. II, pp. 234—235.
- (5) U. S. 57th Congressional Record (1919, 2, 16), pp. 4314—4315.
- (6) U. S. 66th Congressional Record, 2nd Session, LIX, Part 5 (1920, 3, 19), p. 4599.
- (7) L. Preuss, *op. cit.*, p. 561.
- (8) D. H. Miller, *op. cit.*, pp. 331—332.

(9) 連盟規約第一五条八項の内容は次のとおりである。「紛争当事国ノ一國ニ於テ、紛争カ國際法上尊ラ該当事国ノ管轄ニ屬スル事項ニ付生シタルモノナルコトヲ主張シ、連盟理事會之ヲ是認シタルトキハ、連盟理事會ハ、其ノ旨ヲ報告シ、且之カ解決ニ関シ何等ノ勸告ヲモ為ササルモノトス。」

(10) それらのケースは、一九二〇年のアーランド島紛争と後述する一九二三年のチェニスとモロッコにおける国籍法令事件である。ただ、アーランド島紛争においては、連盟理事會が意見を諮問した法律家委員会の報告に完全に従ったかどうか必ずしも明らかではない。本稿第三章「二の(二)注(一)参照」なお、連盟機関による紛争の解決に直接には関係しないが、一九二五年のカトリック教総主教の追放に関するギリシャとトルコの紛争においても連盟規約第一五条八項が問題になった。それについては、Sir H. Waldock, *General Course on Public International Law, Recueil des Cours*, tome 106 (1962, F.), p. 177 (footnote 3) ; H. H. Jones, *Domestic Jurisdiction—From the Covenant to the Charter*, Illinois Law Review, vol. 46 (1951—1952), p. 229 (footnote 39) ; D. Ninicic, *The Problem of Sovereignty in the Charter and in the Practice of the United Nations*, 1970, p. 145.

(11) 立作太郎「國際連盟規約論」(昭和七年)「一三四頁」。

(12) L. N. Official Journal, 1920 (October), p. 4.

(13) P. C. I. J. Series B, No. 4, p. 26.

(14) P. C. I. J. Series C, No. 2, p. 256 ; 横田喜三郎「國際判例研究一」(昭和八年)「一二六頁」。

(15) P. C. I. J. Series E, No. 1, p. 195.

(16) L. N. Official Journal, 1922, No. 11, Part II, pp. 1206—1207, 1209 ; 横田喜三郎「前掲書」「一二六頁」。

(17) P. C. I. J. Series B, No. 4, p. 9.

(18) Ibid., pp. 23—24 ; 横田喜三郎「前掲書」「一二六—一二七頁」。

(19) P. C. I. J. Series B, No. 4, pp. 25—26 ; 横田喜三郎「前掲書」「一二九頁」。

(20) P. C. I. J. Series B, No. 4, p. 24 ; 横田喜三郎「前掲書」「一二八頁」。

(21) P. C. I. J. Series B, No. 4, pp. 27—28 ; 横田喜三郎「前掲書」「一三〇頁」。

(22) P. C. I. J. Series B, No. 4, pp. 28—31 ; 横田喜三郎「前掲書」「一三三—一三三頁」。

(23) P. C. I. J. Series B, No. 4, p. 25 ; 横田喜三郎「前掲書」「一二九頁」。

(24) P. C. I. J. Series B, No. 4, p. 31.

(25) 杉原高嶺「國際司法裁判所における勸告的意見機能の発展(2)完」(北大法学論集第二三卷第四号)「一三八頁」。

(26) C. H. M. Waldock, *The Plea of Domestic Jurisdiction before International Legal Tribunals*, B. Y. I. L.,

- vol. 31 (1954), pp. 107—108.
- (27) 皆川洗、「国際裁判と国内管轄権の原則」(国際法外交雑誌第六五巻第六号)、「二七頁」。
- (28) I. C. J. Reports 1957, p. 150: 関野昭一、「インド領通行権に関する事件(管轄権並びに本案)」(高野雄一編著、判例研究・国際司法裁判所)、「二〇八頁」。
- (29) P. C. I. J. Series B, No. 4, p. 25.
- (30) Ibid., p. 26.
- (31) C. H. M. Wallock, op. cit., p. 104.
- (32) H. H. Jones, op. cit., pp. 229, 234; L. Preuss, op. cit., pp. 563—564.
- (33) P. C. I. J. Series A, No. 2, pp. 16—17. なおこの点については G. Scelle, op. cit., p. 389 (footnote 13); H. H. Jones, op. cit., p. 299 (footnote 3)。
- (34) P. C. I. J. Series B, No. 4, p. 24.
- (35) Notes, Special Committee on Lawyers on Questions relating to the Interpretation of the Covenant of the League of Nations, B. Y. I. L., vol. V (1924), p. 180.
- (36) Ibid., p. 179.
- (37) H. Lauterpacht, The Development of International Law by the International Court, 1958 (Revised Ed.), p. 271. その他 L. Preuss, op. cit., p. 566.

第三章 国際連合憲章における国内管轄条項

国際連合憲章第二条七項(国内管轄条項)は起草の当初から複雑な法律問題をひき起した。まず最初の公式草案であるダムバートン・オークス提案(一九四四年一〇月)においては、右条項は安全保障理事会(以下、安保理とする)による紛争の平和的解決についてのみ国内管轄条項の制約を受けるという内容であった。ダムバートン・オークス提案第八章は、A、B二部から成り、A部は紛争の平和的解決(現行憲章第六章)を、B部は安保理の集団安全保障に関する行動(現行憲章第七章)を規定していた。そのA部第七項によれば、安保理の紛争の平和的解決を定める「A部第一項から第六項の規定は、国際法上専ら関係国の国内管轄権内にある事項から生じる事態または紛争には適用されない」とされている⁽¹⁾。この規定に対しては、これを全面的に削除し、いかなる紛争も国連の平和的解決の権限の外に放置されるべきではない⁽²⁾という若干の異論もあったが、しかし憲章に国内管轄条項を挿入すること自体には、大勢は異論がなかった。

一九四五年四月に開催されたサンフランシスコ会議において、四大招請国(アメリカ、イギリス、ソビエト、中国)は、右のダムバートン・オークス提案に代えて、国内管轄条項を憲章の「原

則」の章に入れる次のような修正案を提出した。

「この憲章に含まれるいかなる規定も本質上 (essentially) 関係国の国内管轄権内にある事項に干渉する (intervene) 権限をこの機構に与えるものではなく、また、このような事項をこの憲章に基づく解決に付託することを加盟国に要求するものではない。しかし、この原則は第八章 B 部の適用を妨げるものではない」と。

この案は最後の但書の一部分を除いて、ほぼ現行の憲章第二条七項と同じ内容である。しかし、連盟規約第一五条八項と比較するとき、そこには国内管轄条項の機能を左右すると思われる次の二点に重要な変更がみられる。第一に、国内管轄条項の適用可能性を決定する権限が国連機関に「明文上」認められていないこと、第二に、連盟期で採用された「国際法」という適用基準が削除されていることである。本章では、以下この二点に関連して憲章の国内管轄条項が具体的にどのような形で運用されてきたか、ことに、連盟期で認められた発展の方向がどの程度維持されているのか、あるいは新たな機能的発展がみられるか、に焦点をあてて考察することにする。

(一) L. M. Goodrich, E. Hambro and A. P. Simons,

Charter of the United Nations: Commentary and Documents, 1969 (3rd and Revised Ed.), p. 670.

(2) U. N. C. I. O., Documents (1945), vol. 6, pp. 371, 579, 584.

(3) Ibid., vol. 3, p. 623.

一、国連憲章の国内管轄条項(第二条七項)の援用と国連の判断

国連憲章第二条七項において、いかなる事項が加盟国の国内管轄権内に属するかの決定権の所在は明示されていない。サンフランシスコ会議では、次の二つの修正案の可否をめぐって、この点に関する議論が行なわれた。一つは、この決定を当事者の要請によって、国際司法裁判所に付託すべきことを求めるギリシャの修正案である。この提案に対しては、招請国代表ダレスは、憲章の解釈をめぐる争いは国内管轄条項にのみ固有のものでなく、また憲章の原則規定に関する争いに右裁判所の義務的な管轄権を認めることは「殆ど不可能かまたは望ましくない」と反論した。⁽¹⁾ いま一つの修正案であるベルギー案は、その決定を「国際連合の判断」にまかせることを明示するものであった。⁽²⁾ この点については直接的な反論はなかったが、最終的には、これらの提案はともに否決された。⁽³⁾

しかしながら、これらの事実から国連機関が憲章第二条七項の解釈・適用にまったく参与することができないと結論することは早計であろう。この点を明らかにするためにしばしば引用されるのが、サンフランシスコ会議の第四委員会第二専門委員会の報告書である。それは憲章規定一般について、国連の各機関がその解釈・適用の権能を有することを認めたもので、それによれば、国連機関が実際に活動する過程で「各機関がその特別の任務を遂行するに際して、適用可能な憲章部分を解釈することは不可避である」⁽⁵⁾ので、このことをとくに憲章中に含める必要はないとされた。ただ、ここでは個々の憲章規定の解釈について、国連機関と加盟国の意見が一致しないときに、最終的な決定権がどこにあるかについては何ら示されていない。従って、問題は、憲章の解釈・適用について国連機関と加盟国の間に争いがあるときに、それを有権的に決定する主体が誰かということである。

すでにみた委員会の報告書に基づいて、解釈の決定権を国連機関に認め、国内管轄条項についても同様に解する見解は少なくとも⁽⁶⁾。他方、グロスがいうように、憲章に特に明示されない限り、国連機関がその解釈上の争いを有権的に決定する権限を有しないという意見もある。グロスは、国連機関が憲章第二条七項の抗弁を第一次的に解釈・適用することはできても、その認定はそれに

反対する加盟国を *ipso facto* に拘束する決定 (*autodécision*) ではないと論ずる。いずれにせよ、明文の規定がない以上、国連の権限を認めようとするならば、国連機関が右の第一次的な認定権を行使することによって、憲章第二条七項の抗弁を自ら有権的に決定する権限をもつという慣行ないし慣習法の成立をまつ以外にないであろう。⁽⁸⁾

以上みたように、憲章の起草過程において、国連機関が国内管轄条項を解釈・適用する権限を有することは正面から否定されず、各ケースで右機関の認定がそのつど有効に内部的な拘束力を有する慣行の成立を妨げるものではない。のちにみるように、国連発足後、憲章第二条七項の抗弁の多くは国連機関における多数決投票で処理されてきたが、このような決定は——グロスも認めるように——そのつど一応 (*prima facie*) 有効であり、当該機関の権限を逸脱したものとはいえない。⁽⁹⁾そこで次に、この点に関する国連機関の慣行をみてみよう。

(一) 安保理における事例

国連の実践の過程でみられた憲章第二条七項の抗弁は、国連機関における審議のさまざまな段階で提起されてきたが、ことに問題となるのは、右機関に付託された問題をその議題に掲載するこ

とさえ排除しようとする主張である。つまり、ひとたび問題が議事日程に掲載されるならば、それについて何らかの討議がなされることは避けられないであろうから、議題への掲載そのものが国内管轄事項に関する討議の一環として争われる。このような抗弁が無条件に認められるならば、それは連盟期でみられた発展の方向を大きく後退させることになる。⁽¹⁰⁾

安保理は紛争の平和的解決の実体審議に先立って、付託された紛争をその議題に採択すべきかどうかの予備的な決定を行なわなければならない。この決定が当事国による憲章第二条七項の一方的な援用によって妨げられうるかどうか。この点について、基本的には次の二つの見解がある。一つは、安保理が特定の問題をその議題に掲載することを決定するならば、それは右問題が同時に安保理の権限内に入るといふ見方である。つまり、議題採択の決定によって同時に憲章第二条七項の問題も処理されるという見解である。この立論は、チェコスロバキア問題⁽¹¹⁾（一九四八年）、ハイデラバード問題⁽¹²⁾（一九四八年）、アングロ・イラニアン石油会社事件⁽¹³⁾（一九五一年）、ハンガリー問題⁽¹⁴⁾（一九五六年）、オマーン問題⁽¹⁵⁾（一九五七年）で主張された。もう一つの見解は、安保理が特定の問題をその議題に掲載する決定は、安保理の権限問題を子断するものではないという主張である。つまり、議題への掲載

は付託された問題が国内管轄事項でないという決定を含むものではなく、とりあえず議題として採択したあとで権限問題に関する安保理の「予備的な」討議を認める。この見解はインドネシア問題（一九四七年）における安保理議長⁽¹⁶⁾の裁定問題の際に主張され、その後すでに掲げたチェコスロバキア問題⁽¹⁷⁾、ハイデラバード問題⁽¹⁸⁾、アングロ・イラニアン石油会社事件⁽¹⁹⁾においても広く支持された。この見解は紛争の「実体審議」から権限問題についての「先決的な審議」を切り離し、後者は憲章第二条七項の禁止する国内問題に対する「干渉」に該当しないのである。⁽²⁰⁾ いずれにせよ、これらの事例において、安保理自身が国内管轄条項の適用可能性を決定する慣行が認められてきたことは疑いない。もっとも、実際には、安保理は権限問題に関する「先決的な審議」を行なう場合でも、自己の権限の有無を敢えて決定しない傾向にある。すでに掲げた事例においても、権限問題を改めて正式に決定することは殆どなかった。この慣行が憲章に違反するものでないならば、安保理は本案決議を採択することによって、その権限を暗黙に認めたものと解さなければならぬであろう。⁽²¹⁾ このような慣行は若干の統上の相違はあっても、総会の事例においても確認されている。次にこの点をみてみよう。

資料

(一) 総会における事例

総会においても、付託された問題について国内管轄条項が援用され、それを議題に掲載することに反対する抗弁がいくつみられた。総会は、この場合、基本的には安保理と同様の態度をとってきたといえる。その主要な取り扱いは次の二つに大別することができる。

第一に、総会の権限の有無を特定の動議を提出することによって争う場合である。手続規則上、総会は自己の権限問題について動議が提出されたときは、特定の行動・勧告を表決に付する前に、右の動議の可否を決定しなければならない。一九四八年の南アフリカにおけるインド原住民の取り扱いに関する問題（第一委員会）で、南アフリカ代表から総会の無権限を主張する動議が提出されたが、総会はこれを否決した。このことは総会が自己の決定権を直接に認めたことを示す。他方で、同じ問題に関する第五総会（アド・ホック政治委員会）の審議で、総会は右問題を積極的にその議題に採択する権限を有するという動議（シリア動議）が可決された。このように手続規則上の権限問題に関する動議を表決に付すことによって、総会が自己の権限の有無を決定するという一つの方式がみられた。

第二に、総会がすでにみた安保理の慣行を明確に踏襲する場合

がある。つまり、権限問題は議題掲載のあとに特定の委員会で討議されるべきであるという見解が認められる場合である。一九五二年の南アフリカ政府のアバルト・ヘイト政策による人種紛争の問題において、総会の一般委員会は本件を本会議の議題に掲載するように勧告した。右委員会は手続規則上、そのような勧告に際して、原則として総会の権限の有無を決定することはできない。南アフリカ代表は本会議で右の勧告（案）を採択する総会の権限を争い、その無権限の決定を求める動議を提出した。しかし、討議の末に総会が一般委員会の勧告（議題採択）を受け入れるか否かの決定は、右勧告の主題を取り扱う総会の権限を認める決定を含むものではないことが確認された。総会はこの議題を議事日程に掲載し、その後において実質問題の勧告決議を採択した。

ところで、すでにのべたように、総会の権限は手続規則上、動議の提出によって争われることもあるが、この取り扱いには実際には少ない。右の動議は南アフリカ政府によってわずかに二回提出されたにすぎず、むしろ総会は安保理と同様に、議題掲載とそれに続く討議は憲章第二章七項にいう「干渉」に当たらないとみなす傾向にある。もっとも、この討議を予備的な審議に限定するかどうかは必ずしも明らかではないが、実際にはその区別は理論上の問題にすぎず、安保理と同様に正式に権限問題を決定せずに、本

案決議の採択によってその権限を暗黙に認めてきていると考えられる。

(三) 国連機関における慣行の意義と若干の問題点

以上みたように、国連機関は、憲章上の明文を欠くにもかかわらず、付託された問題が国内管轄事項であるかどうかを自ら決定する姿勢をとってきた。このことは連盟期の発展の方向が基本的にはなおも維持されていることを示す。実際、この慣行に反対する加盟国が国連の審議に参加しないかまたは本案決議の採択で欠席(棄権)⁽³⁰⁾する現象はあっても、憲章第二條七項に基づいて安保理または総会の無権限を直接に決定することを求める提案は一九五六年以降は殆ど出されなかつたという。⁽³¹⁾このことはすでにみた慣行が十分に定着したことのあらわれであるともみることができよう。若干の学者の指摘するように、国内管轄条項に関する国連の「討議の自由」(free discussion; freedom of discussion)の原則が確立したとみることができよう。⁽³²⁾少なくとも、特定の問題が国連機関の議題に掲載される際には、このことは殆ど否定しえない。もっとも、右の慣行が国連機関において確立した慣習法規たる地位をしめるに至ったかどうかはなお問題とならう。ここで、この点を詳細に検討することは困難であるが、憲章第二條七

項の実際の運用に関する限り、この点について次のような傾向に若干の注意を要する。すでにみた慣行で、いくつかの加盟国は各ケースの背景を成す政治的状況のいかんによっては全く矛盾する見解を主張する場合が少なくない。⁽³³⁾従って、右条項に関する権限問題が個別的に多数決制度の枠内で決定される場合、その決定は国連機関における「相当に公平なかつ一般に受諾された認定を示す」⁽³⁴⁾な解決といえなくはない。いずれにせよ、その慣行が単なる一般的なコンセンサスにすぎないのか、またはすでに慣習法の地位をしめるに至ったのかについては必ずしも明らかではない。

この点に関する論証を別にすれば、憲章第二條七項に関する「討議の自由」の原則は学説上も支持されている。⁽³⁵⁾かくて、国連の実践をとおして、加盟国の国内管轄条項に基づく異議の申立が国連機関の認定を無条件に排除することは不可能になったといえよう。この点に連盟期と同様に、国連憲章の国内管轄条項が逃避条項として機能することなく作用する素地が形成されたとみることができよう。

(1) U. N. C. I. O. Documents (1945), vol. 6, p. 509.

(2) Ibid.

(3) Ibid., p. 510.

- (4) Ibid., pp. 510, 512.
- (5) Ibid., vol. 13, p. 710.
- (6) 例えば, Pollux, *Domestic Jurisdiction*, Nordisk Tidsskrift for Int'l Ret, vol. 17, Fasc. 3-4 (1946) p. 26 ; H. Lauterpacht, *International Law and Human Rights*, 1950, pp. 181-182.
- (7) L. Gross, *States as Organs of International Law and the Problem of Autointerpretation*, in Lipsky (ed.), *Law and Politics in the World Community*, 1953, pp. 83-84.
- (8) この慣習法の成立にどの程度の多数の加盟国による「法的または必要信念」が必要であるかについては、見解が分れている。L. M. Goodrich, *The Changing United Nations*, in W. Friedmann and others (ed.), *Transnational Law in a Changing Society* (Essays in Honor of P. C. Jessup), 1972, pp. 260-263.
- (9) 一九六二年の「ある種の国際連合の経費(国連憲章第一七条二項)」事件に関する勧告的意見で、国際司法裁判所は、国家の法体系において立法行為または統治行為の効力を決定する手続がしばしば存在するが、国連の構造内にはこれに類する手続がないので、国連の各機関が少なくとも第一次的には自己の管轄権を決定しなければならないことを認めた。I. C. J. Reports 1962, p. 168. なお、グロス は、多数決による各機関の autointerpretation が司法的な決定に付されない限り、あたかも「autodecision としての外観とその実質的な効果を有するに等しい」といふ。L. Gross, op. cit., supra. note 7, p. 87.
- (10) L. Preuss. op. cit., p. 562 ; A. Ross. The Proviso concerning "Domestic Jurisdiction" in Article 2 (7) of the Charter of the United Nations, *Österreichische Zeitschrift für öffentliches Rechts*, Band II, Heft 5, 1950, p. 570.
- (11) S. C. O. R., 3rd Year, 268th mtg., p. 90.
- (12) Ibid., 357th mtg., p. 5.
- (13) Ibid., 6th Year, 559th mtg., pp. 2-3.
- (14) *Repertory of Practice of U. N. Organs : Supplement No. 2, vol. 1 (1964)* — *Ybk' Repertory (1964)* 以下 —, p. 165, para. 140, note 164.
- (15) Ibid.
- (16) S. C. O. R., 2nd Year, 171st mtg., p. 1617.
- (17) Ibid., 3rd Year, 268th mtg., pp. 94-96 ; p. 98 ; p. 99 ; p. 100.
- (18) Ibid., 357th mtg., p. 4 ; p. 8.
- (19) Ibid., 6th Year, 559th mtg., pp. 2-3 ; pp. 7-8.
- (20) D. R. Gilmour, Article 2 (7) of the United Nations Charter and the Practice of the Permanent Members of the Security Council, *Australian Yearbook of Int'l Law*, vol. 3 (1967), pp. 162-163.

- (21) なお、管轄権の問題が紛争の本案に密接に関連し、その完全な審査なしに明瞭にされえない場合に、安保理が管轄権の問題を本案に併合すべきことを認めるものとして、D. R. Gilmour, op. cit., pp. 170—171. その他 R. Sonnenfeld, Art. 2 Ziff. 7 der UN-Satzung in der Praxis der politischen Organe der UN, Wiss. Z. Univ. Halle, XVI⁷ 67 G, H. 1, S. 28.
- (22) グッドリック・サイモンズ、「国際連合と平和と安全の維持(上巻)」(神谷他訳)、110—115頁。
- (23) M. S. Rajan, United Nations and Domestic Jurisdiction, 1961 (2nd Ed.), p. 230.
- (24) Ibid., p. 231.
- (25) Ibid., pp. 271—272.
- (26) G. A. O. R., 5th Sess., Supplement, No. 14, p. 10.
- (27) 神谷他訳、「前掲書」113—115頁。
- (28) F. A. Vallat, The Competence of the United Nations General Assembly, Recueil des Cours, tome 97 (1959, II), p. 212 (footnote 2).
- (29) Q. Wright, Is Discussion Intervention?, A. J. I. L., vol. 50 (1956), pp. 106—108.
- (30) Repertory (1964), pp. 178—179 (paras. 194—198); Repertory of the Practice of the U. N. Organs: Supplement No. 3, vol. 1 (1972)—以下、Repertory (1972)

以下、—, pp. 127—128 (paras. 387—395).

- (31) Repertory (1964), p. 178 (para. 192); Repertory (1972), p. 127 (para. 386).
- (32) Q. Wright, op. cit., p. 109; A. W. Rudzinski, Domestic Jurisdiction in United Nations Practice, Indian Quarterly, vol. 9 (1953), p. 320; A. Dejanya, Competence of the G. A. in the Tunisian-Moroccan questions, 46 Proceedings of A. S. I. L., 1953, p. 55.
- (33) D. R. Gilmour, op. cit., pp. 208—210; R. Sonnenfeld, op. cit., SS. 19—24, 26, 28—30.
- (34) D. R. Gilmour, op. cit., p. 161; F. Ermacora, Human Rights and Domestic Jurisdiction (Article 2, § 7, of the Charter), Recueil des Cours, tome 124 (1968, II), p. 439.
- (35) 例えば、D. R. Gilmour, op. cit., p. 161.

11 国際連合の実践過程における国内管轄条項と紛争の平和的解決の保障

前節でみた決定主体に関する展開と同時に、次に憲章第三十七条の適用基準が問題となる。すでにみたいくつかのケースで、連関が紛争の解決を促す勧告決議を採択したことは、それらの決議の主題がもはや国内管轄事項でないことを推定させるといえ

るが、実際にそのような決議が採択される過程においては、加盟国は右条項の適用基準について多様な見解を主張してきた。そこで、これらの見解を考慮しつつ、右決議の内容から推していかなる適用基準が採用されてきたかをみてみよう。

起草過程において、憲章第二条七項の適用基準は次の二点を中心に議論された。第一に、ある事項が「本質上いづれかの国家の国内管轄権内にある」かどうかである。連盟規約第一五条八項で挿入されていた「国際法」という判断基準はダム・バートン・オークス提案には継受されていたが、招請国案で削除された（連盟規約においては、特定の事項が「専ら」国家の管轄内にあるか否かは、「国際法」がその紛争に適用可能であるか否かの決定によって判断された——『暫定的審査』方式——）。招請国代表ダレスは、その削除理由として、国際法は不断に変化し、特定の事態が国内管轄権内に属するか否かを決定することはいかなる場合にも困難であること、及び国連憲章それ自体が国際法を成す条約であるので、旧裁判所の示した基準によれば憲章で規律されるすべての事項が国内管轄事項でなくなるおそれがあること⁽²⁾をあげた。これに対する反論として、招請国案に「国際法に従って」(according to international law) という判断基準を復活させようとする修正案が提出されたが、否決された⁽³⁾。以上、憲章第二条七項の成立過

程から判断するとき、特定の事項が国際法によって規律されるときでも、当該事項の「本質」がなおも国家の管轄権内にあるとして、国連の権限が制約される場合がありうるといえる。少なくともも解釈上それは否定できない。しかしながら、このことから憲章第二条七項が、連盟規約第一五条八項で留保されたよりも広範な事項を国内問題として留保していると結論を下すことは必ずしも正当ではない。確かに、右の「字句上の変化」の背後にみられる一般的な意図は、国連という新機構が憲章上広範な権限を有することに照らして、加盟国の国内問題に直接に介入することを回避する点にあった⁽⁴⁾。しかし、学説上、この「字句上の変化」が旧裁判所の示した適用基準を完全に排除しうる法的効果をもつとは必ずしもいえないとするものが少なくない。すなわち、通常は国際法によって規律されない事項でも、そのことから *ipso facto* に右事項が「本質上」国内管轄権内にあると仮定するいかなる理由もない。国際法が特定の事項の処理について一国に何らかの義務を課さないならば、右事項は「専ら、国際法上」当該国家の管轄権内にあるといえるが、しかしそれが「本質上」もそうであるか否かは別の問題と考えられよう⁽⁵⁾。かくて、このような基準内容そのものの相違が実際にいかなる効果を有するのであろうか。本稿では、以下、まず第一に、右の条文規定の相違にもかかわらず、実

際には、連盟規約第一五八項について採用された適用基準が継受され、さらに国連機関で新しい適用基準が用いられることによって、国内管轄条項の機能がいつそう制約されている現象を考察する。第二に、憲章第二七項の但書との関連で問題となる新しい適用基準をとりあげる。憲章第二七項の但書によれば、国内管轄事項不介入の原則（右条項前段）の適用は、安保理が憲章第七章に基づく強制措置を適用する場合には認められない。この強制措置を適用するに当って、安保理はそこに付託された紛争ないし事態が「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為」を構成することを予め決定しなければならない（憲章第三九条）。ところで、この憲章第二七項の但書を文字通り解釈するならば、安保理は少なくとも「平和に対する脅威」を決定したときのみ、国内管轄条項の適用に制限されることなく、第七章に基づいて行動することができるにすぎないといえよう。⁽⁷⁾ いしかえ、第七章の強制措置の適用以外の場合には、国連の権限が国内管轄条項の援用によって麻痺されることになる可能性が生じよう。実際、サンフランシスコ会議において、ノルウェー代表はこの点を危惧した。⁽⁸⁾ サンフランシスコ会議では、このような矛盾をどのように対処するかについて何ら積極的な論議されなかった。しかし、のちにみるように、国連機関はその実践の過程で、このような解釈

をとらずに紛争の平和的解決の権限を行使してきている。そのために採用された適用基準がいわゆる『国際関心事項』理論である。

以下、これらの二点、つまり、ある事項が「本質上」国家の国内管轄権内にあるかどうかの基準及び憲章第二七項の但書にみられる基準を中心に、当該条項の適用基準を考察し、同時にそれらによって国連の紛争の平和的解決の権限が保障されていることを検討する。

- (1) Q. Wright, *The Strengthening of International Law*, *Recueil des Cours*, tome 98 (1959, III), p. 261; R. Higgins, *The Development of International Law through the Political Organs of the United Nations*, 1963, p. 67.
- (2) U. N. C. I. O., vol. 6, p. 508.
- (3) M. S. Rajan, *op. cit.*, p. 43.
- (4) U. N. C. I. O., vol. 6, p. 512.
- (5) *Ibid.*, pp. 507—508.
- (6) M. S. Rajan, *op. cit.*, pp. 80—81; Pollux, *op. cit.*, pp. 24—26; H. Lauterpacht, *International Protection of Human Rights*, R. d. C., tome 70 (1947, I), pp. 24—26.
- (7) L. Preuss, *op. cit.*, p. 588; M. S. Rajan, *op. cit.*,

pp. 94—97; H. Kelsen, *The Law of the United Nations*,
1951, pp. 778—779.
(8) U. N. C. I. O., vol. 6, pp. 430—431.

(一) 連盟規約第一五八項における適用基準の継受

連盟規約第一五八項の適用基準として、常設国際司法裁判所はいわゆる『暫定的審査』方式を示したことはすでに述べた。それによれば、紛争の主題が国際法上の争点として提起されているならば、右事項は「専ら、国際法上」国家の国内管轄事項ではない。ここにいう国際法上の争点とは、紛争当事者間で締結された条約の解釈及びその有効性に関する争いである。いうまでもなく、国連に付託された紛争ないし事態について憲章第二条七項が援用されたときにも、当事者間の条約が介入することが少なくない。しかし、すでにみたように右条項で「国際法」という字句が削除されたので、国際連盟で採用された基準がなお有効であるかどうか問題となろう。

しかしながら、国連の実践においては、次にみる四つの事例で旧裁判所の示した適用基準がなお保持されていることが明らかにされた。一九四六年の南アフリカにおけるインド原住民の取り扱いに関する問題で、インドは、南アフリカに居住するインド原住

民に対する南アフリカの差別措置が両国間で締結されたケープタウン協定に定める国際義務に反するとして、総会の審議を要請した。⁽¹⁾これに対し、南アフリカが総会の無権限を主張したため、それを確認する勧告的意見を国際司法裁判所に要請する決議案と紛争の本案に関する決議案のいずれをさきに表決に付すかについて論議された。⁽²⁾結局、総会議長は両国間で締結された条約上の義務が存在する以上、総会の権限は十分に認められるという議長裁定を下し、⁽³⁾南アフリカの差別措置をケープタウン協定に定める国際義務に合致させるように南アフリカに勧告する決議が採択された。⁽⁴⁾ここでは、憲章第二条七項の適用基準として旧裁判所の示した基準が踏襲されている。⁽⁵⁾このことは、ハンガリー問題（一九五六年—一九五七年）、及びボルザノ（ポーゼン）地方におけるドイツ語使用地域の地位に関する事件（一九六〇年—一九六一年）においても認められた。右二つのケースに関する総会決議は、それぞれハンガリーと連合国間で締結された平和条約（一九四七年）及びオーストリア・イタリア間のパリ協定（一九四六年）の諸規定に言及し、その実施に関する紛争の解決を当事者に要請した。⁽⁶⁾また若干変わった事例であるが、平和条約の解釈に関する事件（一九四九年—一九五〇年）においても旧裁判所の示した基準が採用された。本件について今少し詳しくみてみよう。

平和条約の解釈に関する事件は、一九四九年にボリビアがハンガリーにおけるカトリック教会枢機卿に対する迫害事件を総会に付託したことに端を発し、その後、ブルガリア及びルーマニアにおける同様の事件も総会にもち込まれた。⁽⁸⁾ 右の東欧三国は連合国との平和条約（一九四七年）において、自国民に人権及び基本的自由を尊重することを保障した。連合国のうちイギリスとアメリカの両国は、総会において、右迫害が平和条約違反を構成するとして、同条約中の紛争解決手続条項で本件を解決するように東欧三国に要求したが、これら三国は本件がその国内管轄事項であるとして、総会の権限を否定した。⁽⁹⁾ 総会はとりあえず平和条約に定める人権尊重の実施措置に注意を払うように勧告したが、⁽¹⁰⁾ 東欧三国はそれに従うことを拒否した。そこで総会は本件が平和条約中の紛争解決条項の適用をうける紛争であるかどうかについて、国際司法裁判所の勧告的意見を要請した。⁽¹¹⁾ しかし、右三国は裁判所の意見権能を否定して、⁽¹²⁾ 右意見の要請が国内管轄事項に対する干渉であり、⁽¹³⁾ 裁判所も国連の一機関として憲章第二条七項に拘束されるので本件に意見を与える権能を有しない、という抗弁を提起した。⁽¹⁴⁾ これらはそれぞれ総会及び裁判所の権限を争う抗弁である（なお、総会は意見要請の決議を採択するに当って、人権の尊重を定める憲章第五五条に言及した）。

裁判所はいずれの抗弁も却下した。その理由は、⁽¹⁵⁾ 総会が意見要請の決議を憲章第五五条に従って採択したことにノートすれば十分であり、⁽¹⁶⁾ 平和条約の規定の解釈はその性質上国際法の問題であり「本質上」国内管轄事項でないので、本件は「国際司法裁判所の権限内に入る」とした。⁽¹⁷⁾ 右の第一点については、裁判所は本件が憲章第五五条に関連する人権問題として総会の権限を認めたと解される。この点はのちに触れるとして、裁判所は、他方で、本件を平和条約に関する問題であることを理由に、東欧三国の抗弁を却下したといえる。⁽¹⁸⁾ 確かに右の⁽¹⁹⁾ は裁判所の管轄権のみを認める回答と解される余地があるが、他方で、裁判所は「本質上」という用語を使用し、かつ「国連の一機関として憲章第二条七項を含む憲章規定を遵守しなければならない」ともべている。⁽²⁰⁾ 従って、裁判所を憲章第二条七項の適用をうける国連機関と考えるならば、⁽²¹⁾ そこでも旧裁判所の示した適用基準がなお有効であることが認められているといえよう。

ところで、以上みてきた人権及び基本的自由の尊重に関する問題の他に、民族自決の原則に関する紛争または事態についても当事者間の条約が介在するケースがあった。チェンニア問題（一九五二年）、モロッコ問題（一九五二年）、及びキプロス問題（一九五七年—一九五八年）などがそれであり、いずれも総会に付託

された。総会の審議の過程で旧裁判所の示した適用基準を用いるかどうかについて争われたのは、これらのうち最初の二つのケースである。⁽⁶⁾しかしながら、これら二つのケースにおいて実際に採択された総会決議は、当事者間の保護条約に何ら言及することなく、憲章の諸規定に照らして憲章第二条七項の適用可能性を決定しようとする方向をとった。⁽⁷⁾すでにみた平和条約の解釈に関する事件で、総会が意見要請の決議を憲章第五条に従って採択したこともこの方向に従うものであり、その他の諸事例について採択された決議も、当事者間の条約規定に言及するだけでなく、同時に人権及び基本的自由の尊重に関する憲章規定にも触れている。このことは、紛争の主題に当事者間の条約が介在していても、国連機関が憲章第二条七項の適用可能性を旧裁判所の示した基準とは別の根拠（憲章の規定）で決定しようとする姿勢を示している。つまり、当事者間の条約が介在しないときでも、国連機関は憲章規定を媒介に自己の権限問題を決定することができるといふことである。実際、国連機関は旧裁判所の示した適用基準を否定しないまでも、それを余り活用することなく、憲章規定を根拠とする新しい適用基準を用いてきた。この新しい傾向はいわゆる『国際関心事項』理論として理解されるものである。⁽⁸⁾さらに、次にこの理論の形成及び展開の過程を検討することとする。

- (1) M. Pomerance, *The Advisory Function of the International Court in the League and U. N. Eras*, 1973, p. 234.
- (2) G. A. O. R., 1st Sess., Pt II, 1st Cttee., pp. 3—4.
- (3) C. B. H. Fincham, *op. cit.*, p. 123.
- (4) *Ibid.*, p. 125.
- (5) G. A. Res. 44 (1).
- (6) A. W. Rudzinski, *op. cit.*, p. 339; R. Higgins, *op. cit.*, pp. 83—85; F. Ermacora, *op. cit.*, p. 411; D. Nincic, *op. cit.*, p. 204.
- (7) *Repertory* (1964), pp. 144—148 (paras. 62—73); *Repertory* (1972), pp. 91—92 (paras. 132—140).
- (8) M. S. Rajan, *op. cit.*, pp. 255—256.
- (9) G. A. O. R., 3rd Sess., General Cttee., 58th mtg., pp. 11, 13, 28.
- (10) G. A. Res. 272 (III).
- (11) G. A. Res. 294 (W).
- (12) I. C. J. Pleadings, *Interpretations of Peace Treaties*, pp. 196—197, 202—203, 210—212.
- (13) I. C. J. Reports 1950, p. 70.
- (14) H. Lauterpacht, *The Development of International Law by the International Court*, 1958 (Revised Ed.), pp. 272—273; G. Schwarzenberger, *International Law: International Court I*, 1957 (3rd Ed.), p. 118; A. W.

- Rudzinski, op. cit., p. 339.
- (52) I. C. J. Reports 1950, p. 72.
- (9) M. S. Rajan, op. cit., pp. 155, 161, 164—165, 172, 176.
- (17) A. DeJany, op. cit., pp. 53—59.
- (81) L. Preuss, op. cit., p. 637.

(1) 『国際関心事項』理論の形成と展開

『国際関心事項』理論 (the doctrine of international concern) については、憲章上何ら規定されていない。また、憲章の起草者が憲章第二条七項の適用基準として、この理論を積極的に活用すべきであると考えていたかどうかとも疑わしい⁽¹⁾。今日、右の理論は国連の実践の過程をとおして次第に形成されてきたものと考えられている。

この理論の起源は国連発足後まもなく安保理に付託されたスペイン問題に遡る。一九四六年、ポーランドはスペインのフランコ政権の政策が国際的な摩擦を惹起し、国際の平和と安全を危くするとして、本件を憲章第六章に定める安保理の紛争の平和的解決を求めて提訴した。のちにポーランドは、憲章第七章によって右政権と外交関係を断絶するように、安保理が国連のすべての加盟国に要請する決議案を提出した。その採択の可否をめぐる討議に

において、まず第一に、一国の政治体制の性質に関する問題が本質上当該国家の国内管轄権内にあることについては、安保理内の意見は一致した。しかし、次に、フランコ政権が憲章第七章にいう「平和に対する脅威」(第三九条)を構成し、憲章第二条七項の但書が適用されるかどうかについては意見が対立した。右の脅威が存在しないので、憲章第七章の強制措置はもちろん、同第六章に基づく紛争の平和的解決の措置も適用されないという見解が一方にあったが、他方、たとえ右の脅威が存在しないとしても、それが国際の平和と安全を危くする場合には『国際関心事項』となり、安保理はその平和的解決の権限(第六章)を行使できるという意見があった⁽²⁾。このうち後者の立論はその後安保理の小委員会においても認められ⁽³⁾、同委員会の議長(オーストラリア代表エバット)はその解釈基準を説明した。それによれば、憲章第二条七項は第七章の強制措置の適用をうける事項以外に対して国連が干渉してはならないと規定するものではなく、右条項は「本質上、何れかの国家の国内管轄権内にある事項」に干渉してはならないと規定するにすぎない⁽⁴⁾とされた。この解釈は、安保理が国内管轄事項について行動することができる「唯一の可能な根拠」を憲章第二条七項の但書にのみ求める見解を排除する⁽⁵⁾。そして、エバットによれば、スペインのフランコ政権が多くの事実を照らして

「その性質、行態、活動において」国際平和を害すると認められるので、右政権の存在がもはやスペインの「国内関心事項」でないという。⁽⁸⁾確かに、ここでは国際平和を害する性格を有するスペイン政権の存在が本質上「国内管轄事項」でないとは言っておらず、微妙な表現を用いているが、一国の国内体制の問題に付随する事態が強制措置の適用をうける「平和に対する脅威」を構成しないまでも、それがいわば「平和に対する潜在的な脅威」を構成する「国際関心事項」であると認められるならば、安保理は当該事態を平和的に解決する権限を有するとされた。⁽⁷⁾

国連のかかる態度は、その後の事例においても貫かれていることはいままでもない。ヒギンスは、このスペイン問題以降、「一見して (prima facie) 国内管轄権内にある事項が一定の状況の下で国際関心事項になるといふ観念が定着した」という。とくに、「国際関心事項」理論は、その後、主として総会の実践の過程で形成・確立していく。総会に付託された紛争ないし事態の多くは、人権及び基本的自由の尊重、そして民族自治の原則に関する問題であるが、総会はこれらのケースにおいて、関係国による国内管轄条項の援用を認めることなく、紛争の平和的解決のための勧告を下してきた。以下、明瞭でない場合も少なくないが、総会におけるこの理論の適用状況をみてみよう(便宜上、人権尊重及び民族

自決に関する問題に分けてその取り扱いを検討する)。

まず、人権問題についてであるが、この問題について憲章に定める平和維持規定、とくに紛争の平和的解決の規定の適用が、憲章第二条七項によって妨げられるかどうか、加盟国の意見は必ずしも一致していなかった。⁽⁹⁾結論を先に示すならば、総会は、付託された人権問題について加盟国が憲章上の法的義務を直接負うかどうかを問わず、当該問題が加盟国の間の友好関係を害するかまたは国際の平和と安全の維持を危くするときには、その紛争処理の権限を行使してきたといえる。プロイスは、平和条約事件において、ブルガリア等の東欧三国による国内管轄抗弁が国際司法裁判所によって却下された事実を別にすれば、本件は右にのべた「国際関心事項」理論に基づいて総会の権限内に入るものと認められたというのであるが、それは、東欧三国の憲章に定める人権尊重規定に対する法的な義務違反があったという事実によるのではなく、右三国において人権が「著しくかつ制度的に侵害されたこと」(Flagrant and systematic violation)によって生じた事態が国家間の友好関係を害し、かつ国際の平和と安全の維持を危くするものと認められたことによるという。⁽¹⁰⁾このような立論は、南アフリカにおけるインド原住民の取り扱いに関する問題にもあてはまると考えられる。総会はこの問題に関する勧告決議で、南ア

フリカにおけるインド原住民の取り扱いが両国の関係を害し、かつその紛争が満足に解決されないならば、右の關係がさらに悪化するおそれがあることを明示し⁽¹¹⁾、国内管轄抗弁を却下したのである。総会は、これら二つのケースにおいて、それぞれの問題が憲章のいかなる規定とかかわるのか明示しなかったが、一九五二年の南アフリカにおけるアパルトヘイト問題に関する決議では、この点を多少明らかにした。本件は、南アフリカのアパルトヘイト政策の継続が国際平和に対する脅威を構成し、かつ憲章規定に対する重大な違反を伴うものとして総会に付託されたのであった⁽¹²⁾が、南アフリカは本件がその国内管轄事項であり、憲章第二条七項の但書が定める強制措置の適用を必要とする事態は存在しないとして、総会の無権限を主張した⁽¹³⁾。しかし、総会は南アフリカの事態を調査する委員会を設け⁽¹⁴⁾、翌一九五三年に「憲章の諸規定と「りわけ第一四条」に関連して、南アフリカの事態を継続調査し、その平和的解決を促進するための措置を示すように、右委員会に要請した⁽¹⁵⁾。さらに、総会は一九五五年に、アパルトヘイト政策が「国際関係を害する重大な要因であり、そして少なくともそれが『国家間の一般的な福祉または友好関係を害するおそれがあり』、憲章第一四条に基づく総会の勧告の対象となる事態の一つである」ことを南アフリカに留意するように勧告した⁽¹⁶⁾。このように総

会は、アパルトヘイト政策の継続が憲章第一四条にいう事態であることを認め、その勧告の権限を行使した。このことは、特定の事態が憲章第七章の強制措置の適用されるまでに発展しない場合においても、それが総会の紛争の平和的解決の権限内に入るものと認定されるときには、憲章第二条七項の適用が認められないことを示すものといえる。

つぎに、民族自決の原則に関する問題はどうであろうか。従来、植民地の内部で発生する紛争は内戦として、その保護国または施政国の国内管轄権内に属する問題と考えられていた。しかし、第二次大戦後、国連憲章は民族自決の尊重を国連の目的の一つとして規定し、実際、総会がこのような紛争に干与する事例が増えてきた。それに伴い、憲章第二条七項の適用について、すでにみた人権尊重に関する紛争と同様の問題が生じた。総会の審議における基本的な争点は、特定の事態が国際平和を危くするものとして、第七章の強制措置の適用をうけない時点で、当該事態に対する総会の紛争の平和的解決の権限が認められるかどうか、であった。以下、モロッコ問題についてこの点をみよう。

モロッコ問題は、一九五一年にエジプト及び他のアラブ諸国がモロッコにおけるフランスの施政が憲章の諸原則及び世界人権宣言に反してモロッコ人民の自決権の要求を抑圧し、かつ当該事態

料

資

が国際平和に対する脅威を構成するものとして、総会に提訴したケースである。⁽¹⁷⁾これに対して、フランスは自国が憲章上の義務に違反していないこと、及び国際平和に対する脅威が存在しないと反論した。⁽¹⁸⁾総会は、まず、民族自決が実定法上の権利であることを明確に認めることなく、⁽¹⁹⁾他方、本件で国際の平和と安全の維持に関心を有することに留意し、両当事者にモロッコ人民の自由な政治制度を發展させる方向で紛争を解決するように、交渉の継続を要請する決議を採択した。⁽²⁰⁾その決議の前文は、「国際紛争の平和及び安全の維持についての協力に関する一般原則」(憲章第一条一項)に言及し、フランスの国内管轄条項の援用にもかかわらず、総会が本件を平和的に解決する権限を有することを明らかにしようとする趣旨がうかがえる。ここでは憲章第二条七項の但書が度外視され、『国際関心事項』理論が用いられたことも明瞭であろう。

以上みたように、総会は国内管轄条項(憲章第二条七項)に制約されることなく、紛争を平和的に解決する権限を行使してきた。実際、総会は、すでにみたケースの他に、その後のいくつかの勧告決議で、憲章の目的事項(人権の尊重及び民族自決の尊重の原則)に抵触するかまたはそれと両立しない事態(ないし紛争)が、国際の平和と安全の維持を危くすることを明示することによって、

憲章第二条七項の適用を認めようとしないう傾向にある。それらは、アルジェリア問題⁽²¹⁾(一九六〇年—一九六一年)、南アフリカ共和国政府のアバルトヘイト政策の問題⁽²²⁾(一九六二年—一九六三年、一九六五年)、チベット問題⁽²³⁾(一九五九年、一九六一年、一九六五年)、オーマン問題⁽²⁴⁾(一九六三年、一九六五年)、南ローデシア問題⁽²⁵⁾(一九六一年—一九六三年、一九六五年)、アンゴラ事態⁽²⁶⁾(一九六〇年—一九六二年)、アーデン事態⁽²⁷⁾(一九六三年、一九六五年)の各ケースにみられた。もともと、総会がこれらの紛争をどの程度まで平和維持の問題に関するものと認定したか必ずしも明らかでないものもある。それ故、学説上この『国際関心事項』理論の内容は必ずしも平和維持の問題として論じられないこともある。例えば、ウォールドックは、総会の実践過程で人権問題が憲章第五五条及び第五六条によって「国連の関心事項」(Matters of United Nations concern)とされた範囲内で「自動的に」(automatically)国連の討議、研究、勧告の対象となってきたことを認める。⁽²⁸⁾確かに、すでにみた諸ケースにおける紛争の主題はいずれも国連憲章の目的事項であった。その意味で、当該事項は *incho facto* に総会の権限内に入る事項とされ、⁽²⁹⁾その結果、総会の紛争の平和的解決に服してきたと考えることもできよう。ただ、ウォールドックは、この場合、憲章第五五条及び第五六条が、原則

として国内管轄権内にある事項に「何らかの程度の国際義務」(some measures of international obligations)を課すものとして把えるべきことを示唆するが⁽³⁰⁾、憲章規定が当該事項について加盟国に何らかの法的義務を課するという理由だけで、憲章第二条七項の適用を認めないという立論は、総会の決議内容から推して一般に認められているとはいえないことに若干の注意を要する。

なお、『国際関心事項』理論は、スペイン問題を取り扱った安保理にその萌芽がみられたが、その後一九六〇年代に入って安保理に付託された南アフリカにおける人種紛争問題⁽³²⁾(一九六〇年、一九六三年—一九六四年)、アンゴラ事態⁽³³⁾(一九六一年)、南ローデシア事態⁽³⁴⁾(一九六五年—一九六六年)においても活用されてきた。これらの事態は、いずれも実質的に憲章第六章に定める事態であると認定され、同時に憲章第二条七項の適用が認められなかったケースである。このように、現在、『国際関心事項』理論に基づく国連の紛争の平和的解決の権限は、実際に広範囲にわたる、かつ異論のないものとされている。

(三) 結びにかえて——『国際関心事項』理論の意義と若干の問題点——

憲章第二条七項の起草の経緯からみれば、『国際関心事項』理

論がこれほど活用されるとは考えられていなかったといえよう。

しかし、今やこの理論が右条項の適用基準として広く支持されていることは疑いない。前述のとおり、『国際関心事項』理論は次の二つの内容を基礎とする。一つは、人権尊重及び民族自決という憲章の目的事項は、かりに加盟国が当該事項について直接憲章上の法的義務を負わないにせよ、『国際関心事項』として総会の討議及び勧告の対象となり、その限りで憲章第二条七項の適用は認められないことであり、いま一つは、特定の主題が国内管轄事項であると主張されるにせよ、それについて発生した紛争(ないし事態)が国際の平和と安全の維持を危くすると認められるならば、右条項は適用されないということである。今日、学説上では、すでにみた国連機関の実行を積極的に合法化する場合に、これらのいずれの基準に重点がおかれるべきかについては、見解がわかれている⁽³⁵⁾。しかし、右の基準を活用することによって、国連機関はそこに付託された紛争ないし事態が、強制措置の適用をうけるまでに発展しないときにも、それらを平和的に解決する権能を保障されてきたといつてよいであろう。この点に『国際関心事項』理論の機能上の重要な意義が認められる。ことに、憲章第二条七項が、解釈上、国連の義務的な(平和的)紛争処理の制度を有名無実にする可能性を残していたこと、及び今日、国連による集団安

資料

全保障措置（第二條七項但書）が安保理の常任理事国の利害（拒否権の発動）によって実際には容易に実行されえないことを考慮すれば、右の理論はいっそう有用かつ必要であるといえよう。

ところで、従来憲章第二條七項の解釈・適用がきわめて主観的に行なわれてきたとして、かつてはそれを法律問題としてよりもむしろ政策問題とみなす傾向もなかつた³⁶。ただ、憲章は本来加盟国の合意によって作成された条約であるが、その条約目的は単に条約の成立によって直ちに実現されるものではなく、その後の各機関の活動をとおして達成される。憲章第二條七項についても、何が国内管轄事項であるかの判断が、当事国ではなく、国連機関の客観的な認定に委ねられ、その結果、多くの勧告決議が採択されて、憲章の目的の実現に寄与してきたといえる。このようにみると、国連は、憲章を国家間の権利・義務を定める条約（Treaty）というよりも、むしろ締約国の将来にわたる共通の課題として宣言された目的を達成することを定める「組織法」（constitution）とみなし、そのための自己の権限を実効的に保障する「自由解釈」の原理に依拠する傾向にあるともいえる³⁷。もとより、国連の勧告決議の内容は、加盟国の遵守なしには有効に実施されえない。憲章上安保理の「決定」（第二五條）を除き、その他の議決が「勧告」以上の法的効果をもたないことはいま

でもない。すでにみた『国際関心事項』理論も、特定の国家の国内管轄権を縮小しようとするものというよりも、むしろ、国連機関が紛争当事国または加盟国一般に向けて、何らかの措置を勧告する紛争の平和的解決を保障するための原理として、その役割を期待されているのである。『国際関心事項』理論の機能をこのようにとらえるならば、それが加盟国の国家主権を制限、否定するものとみるのはもとより適当ではない。例えば、右理論によって国連の権限が認められるときにも、加盟国がその国内で自国民の人権と基本的自由を具体的にどのような方法で保障すべきかは、なおもその国内管轄権内に属するといえる³⁸。ともあれ、憲章第二條七項の適用に関連して、国連機関に憲章上の権限と関係なく無制約的な裁量権を許すことには若干の注意を要するが³⁹、右機関が『国際関心事項』理論を活用する限り、憲章の国内管轄事項の機能は連盟規約第一五條八項とは異なった方向においていっそう制限されることになろう。

(一) なお、『国際関心事項』の概念が連盟理事会におけるノールランド島事件（一九二〇年）の取り扱いに既にみられたところを見解もある。R. Higgins, op. cit., p. 77: Notes, The 'Domestic Jurisdiction' Limitations in the United Nations Charter, Columbia Law Review, vol. 47 (1947),

- p. 273.
- (2) *Repertoire of the Practice of the Security Council*, 1946—1951, p. 456.
- (3) 小委員会の回答によれば、スペインの事態は平和に対する脅威を構成しないので、安保理は第七章の措置を適用することはできないが、しかし右の事態はその継続が第二章下の事態(第三四条)として、本質的にスペインの単なる「局地的なまたは国内的な関心事項」(local or domestic concern)ではないという。Ibid.
- (4) L. Preuss, *op. cit.*, p. 635.
- (5) これは小委員会の報告に反対したイギリスの見解である。Ibid., p. 630.
- (6) Ibid., p. 629; J. M. Howell, *Conflict of International Obligations and State Interest*, 1972, pp. 46—47.
- (7) D. Ninčić, *op. cit.*, p. 188; R. Higgins, *op. cit.*, p. 89.
- (8) Ibid., p. 79 (footnote 93).
- (9) それらは、憲章第二条七項の適用除外として第七章の強制措置の適用のみを認める見解と、総会の紛争の平和的解決の権限について、スペイン問題でみられた『国際関心事項』理論の適用を認める見解に分けることができる。それぞれ *Repertory* (1964), p. 175 (para. 178), *Repertory* (1972), p. 122 (para. 353); *Repertory* (1964), p. 175 (para. 178), *Repertory* (1972), p. 122 (para. 352).
- (10) L. Preuss, *op. cit.*, pp. 638—641.
- (11) G. A. Res. 44 (I).
- (12) M. S. Rajan, *op. cit.*, pp. 271—272.
- (13) Ibid., pp. 282—283.
- (14) G. A. Res. 616 (A) (VII).
- (15) G. A. Res. 721 (VIII).
- (16) G. A. Res. 917 (X).
- (17) M. S. Rajan, *op. cit.*, p. 151; M. M. Whiteman, *Digest of International Law*, vol. 5 (1965), p. 357.
- (18) M. S. Rajan, *op. cit.*, pp. 159, 161, 163.
- (19) M. M. Whiteman, *op. cit.*, pp. 358—359. なお、チェコスロバキア問題についても同様である。Ibid., p. 362.
- (20) G. A. Res. 612 (VII). チェコスロバキア問題に関する決議 G. A. Res. 611 (VII) もほぼ同じ内容である。
- (21) G. A. Res. 1573 (XV), 1724 (XVI).
- (22) G. A. Res. 1761 (XVII), 1881 (XVIII), 1978 A and B (XVIII), 2054 A and B (XX).
- (23) G. A. Res. 1353 (XIV), 1723 (XVI), 2079 (XX).
- (24) G. A. Res. 1948 (XVIII), 2073 (XX).
- (25) G. A. Res. 1747 (XVI), 1755 (XVII), 1760 (XVII), 1883 (XVIII), 1889 (XVIII), 2012 (XX), 2022 (XX), 2024 (XX).
- (26) G. A. Res. 1603 (XV), 1742 (XVI), 1819 (XVII).
- (27) G. A. Res. 1949 (XVIII), 2023 (XX).

- (82) Sir H. Waldock, *op. cit.*, *Recueil des Cours*, tome 106 (1962, II), p. 186.
- (83) この立論を支持する加盟国の見解としては、(1) 憲章は一つの国際条約であるので、その取り扱われる事項は『国際関心事項』として加盟国の管轄内に入らなければならない(1964年) (Repertory (1964), paras. 153, 161, 168, 174; 1972年) (Repertory (1972), paras. 326, 330, 331, 341, 345—346)。(2) 憲章第一〇条の適用は憲章第二七条七項によつて妨げられることはない(Repertory (1964), paras. 153—154, 172; Repertory (1972), para. 326) と分かれぬ。
- (84) Sir H. Waldock, *op. cit.*, pp. 183—184.
- (85) この点に関して、総会の決議内容は、(1) 特定の問題を憲章の目的と原則を考慮して協議するよう当事者に勧告するもの(例えば、南アにおけるインド原住民の取り扱ふに関する問題 G. A. Res. 265 (III), 1179 (XII), 1302 (XIII)；キプロス問題 G. A. Res. 1013 (XI), 1287 (XIII)；ブタニヤ問題 G. A. Res. 1012 (XI), 1184 (XII)；ハンガリー問題 G. A. Res. 1004 (ES-II))。(2) 国連憲章違反の非難が提起されたことにより「深く関心」を表明するもの(例えば、平和条約の解釈に関する事件 G. A. Res. 294 (IV)；モロッコ問題 G. A. Res. 1353 (XIV), 1723 (XVI), 2079 (XX))。(3) 大別されるが、その他『国際関心事項』理論を用いると同時に、それと

- 併記して、憲章目的を達成すべき加盟国の「義務」(第五六条)及び非自治地域人民の自決「権」を確認する総会決議もある(例えば、南アフリカにおける人種紛争問題 G. A. Res. 1016 (XI), 1178 (XII), 1248 (XIII)；オーストリア問題 G. A. Res. 2073 (XX)；南ローデシア問題 G. A. Res. 1747 (XVI), 1760 (XVII), 1883 (XVIII), 1889 (XVIII), 2022 (XX)；トンガ問題 G. A. Res. 1742 (XVI), 1819 (XVII)；トーゴ問題 G. A. Res. 1956 (XVIII), 2023 (XX))。この「人権侵害の国内措置は別として、通常一国の国内措置に関して発生する一時的な人権侵害が当該義務に反するといえるかどうか、また民族自決の尊重についても、植民地独立付与宣言ではすべての人民が自決と独立の権利を有するとされたが、右宣言が国家に自決権の具体的実施のための義務を課するものかどうかは、今日なおも疑問であることを指摘しておきたい。この点では、この問題に立入ることはできないが、その一部については、金東勲「国連における人権保護と国内管轄権(一)」(国際法外交雑誌第七〇巻第六号)「七四—一八〇頁参照」(S. C. Res. 134 (XV), 181 (XVIII), 182 (XVIII), 190 (XX), 191 (XIX))。
- (86) S. C. Res. 163 (XVI).
- (87) S. C. Res. 217 (XX), 221 (XXI).
- (88) 例えば、モンテネグロは、憲章の目的事項(特に人権尊

重の問題)そのものを国連の管轄事項と考える。彼によれば、国際法によって規律される非国内管轄事項の他に、憲章の意味する「国際領域」(domaine international)——すなわち、憲章規定が特定の事項について明確な義務を課さないにせよ、右事項が憲章の主題を成すという事実によって「国際法による規律が原則として可能な領域」——を設け、この領域内に入る事項を国連の管轄事項ととらえる。他方で、ロスは、国内管轄事項の概念に関して、他国の権利(droits)に影響を与えない事項の他に、他国の利益(interêts)に影響を与えない事項と、二つの異なる内容を与え、後者のうちで「本質的な態様で」他国の利益に影響を与えない事項が憲章第二章七項によって留保を認めらる。A. Verdross, La «compétence nationale» dans le cadre l'Organisation des Nations Unies et l'indépendance des Etat, *Revue Général de Droit International Public*, tome LXIX (1965), pp. 318—323, "Domestic Jurisdiction under International Law", *University of Toledo Law Review*, Nos. 1—2 (1971), pp. 123—126; A. Ross. La notion de «compétence nationale» dans la pratique des Nations Unies: Une rationalisation a posteriori, *Mélanges offerts à H. Rolin* (1964), pp. 291—294. なお、菅川洪「前掲論文」一七一—一八二頁参照。

(36) 一又正雄、「国際連合の機能と国内事項」(国際連合の研究、第一巻)、二二二—二三三頁参照。

(37) L. M. Goodrich, *The United Nations in a Changing World*, 1974, pp. 36—39.

(38) それ故、総会の法典化作業を媒介に、加盟国が国連内で合意された法原則(宣言ないし条約案)を完全に受諾することが望ましい。このような発展については、芹田健太郎「国連における人権問題の取扱い」(国際問題一〇三号・一九六八年一〇月)、二二—二四頁参照。

(39) L. Preuss, *op. cit.*, p. 648.